参考資料

1. 枚方市人権尊重のまちづくり審議会への諮問書

公 人 第 9 8 6 号 令和3年(2021年)3月22日

枚方市人権尊重のまちづくり審議会 会長 明石 一朗 様

枚方市長 伏見 隆

(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について(諮問)

標記の件につきまして、枚方市人権尊重のまちづくり条例(平成16年条例第1号)第3条第2項の規定に基づき、(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定について、諮問します。

●参考資料

令和 4 年 (2022 年) 4 月 7 日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市人権尊重のまちづくり審議会 会長 明石 一朗

(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について (答申)

枚方市人権尊重のまちづくり審議会は、枚方市人権尊重のまちづくり条例に基づいて、令和3年(2021 年) 3月22日付け、公人第986号で「(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について」の諮問を受け ました。

本審議会では、市が令和3年(2021年)6月から7月にかけて実施した「人権問題に関する市民意識 調査」の結果等を基礎資料とするとともに、令和4年(2022年)1月から2月にかけて実施した市民意 見聴取において寄せられたご意見等をもとに、審議を重ねてきました。計画の名称については、「枚方市 人権尊重のまちづくり基本計画」とし、別添のとおり答申します。

計画策定に係る枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員

会長:◎ 副会長:○ (敬称略)

氏名	所属等※		区分
◎明石 一朗	関西外国語大学短期大学部		
○明石 隆行	種智院大学		学識経験者
安田 誠人	大谷大学		
磯野 雅治	特定非営利活動法人 枚	方人権まちづくり協会	
井戸 晴彦	枚方地区人権擁護委員会		
寺岡絵梨子	₩₩₩₩₩₩₩₩	諮問~令和3年(2021年)8月6日	
上田 哲也	枚方市 PTA 協議会	令和3年(2021年)8月6日~答申	
河井 受延	公益財団法人 枚方市文化国際財団		
川端 秀吉	枚方事業所人権推進連絡会	枚方事業所人権推進連絡会	
久保見 誠	枚方市精神障害者をもつ家族会 (わかちあう会)		関係団体等
阪本 徹	諮問~令和3年(2021年)8月6日 社会福祉法人		
古満 園美	枚方市社会福祉協議会	令和3年(2021年)8月6日~答申	
津熊 友子	特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター		
遠竹 光子	枚方市介護支援専門員連絡協議会		
森田 茜	社会福祉法人であい共生舎		
伊藤 眞弓	_		十口八世
是永 芳子	-		市民公募

※所属は、委嘱時点の内容

●参考資料 4. 計画策定までの経過

計画策定までの経過

時期	内容
令和3年(2021年) 3月22日	令和2年度(2020年度) 第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 (仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について(諮問)
6月9日	令和3年度(2021年度) 第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1.(仮称)枚方市人権施策基本計画の骨子(案)について 2.人権問題に係る市民意識調査票(案)について
6月23日~7月9日	人権問題に関する市民意識調査
9月30日	令和3年度(2021年度) 第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. 人権問題に関する市民意識調査集計結果の報告について 2. (仮称) 枚方市人権施策基本計画(素案) について
12月23日	令和3年度(2021年度) 第3回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1.(仮称)枚方市人権施策基本計画(案)について 2. 市民意見聴取の実施について
令和 4 年 (2022 年) 1月27日~2月15日	市民意見聴取 ※1月30日及び2月3日に「市民意見聴取会」を実施
令和3年度(2021年度) 第4回枚方市人権尊重のまちづくり審議会 1. 市民意見聴取の結果等について 2. (仮称) 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の知	
4月7日	(仮称) 枚方市人権施策基本計画の策定について(答申)

人権問題に関する市民意識調査結果(概要)

- ●**実 施 時 期**/令和 3 年 (2021 年) 6 月~7 月
- ●対 象 者/住民基本台帳データから満 18 歳以上の方 3,000 人に対し、年齢階層別ランダムサンプリング
- ●回収方法/郵便による配布・回収(インターネットによる回答も可能)
- ●回 収 数/郵便960票+インターネット213票=1,173票

有効票: 1,168 票、無効票 5 票

- ●回 収 率/39.1% (1,173票/3,000票)
- ●有効回収率/38.9% (1,168票/3,000票)

		枚方市 人口 A※(人)	人口構成比 B=A/a× 100(%)	アンケート 送付者数 C (人)	回答者	ケート 数 D(人) :割合(%)	アンケート 回答者 構成比 E= D/d×100 (%)	
	18、19歳	8,296	2.5			15	1.3	
芒	20~24歳	20,574	6.1	400	400	102 (25.5)	45	3.9
若年層	25~29歳	17,713	5.2		(20.0)	42	3.6	
眉	30~34歳	18,806	5.6	400	134	63	5.5	
	35~39歳	21,868	6.5	400	(33.5)	71	6.2	
	40~44歳	26,187	7.8	500	161	74	6.4	
中年層	45~49歳	33,047	9.8		(32.2)	87	7.6	
蓎	50~54歳	30,998	9.2	500	199	117	10.2	
	55~59歳	25,161	7.4	300	(39.8)	82	7.1	
	60~64歳	21,428	6.3	400	209	93	8.1	
	65~69歳	23,662	7.0	100	(52.3)	116	10.1	
高齢	70~74歳	32,301	9.6	500	244	154	13.4	
層	75~79歳	23,962	7.1	300	(48.8)	90	7.8	
	80歳~	33,892	10.0	300	103 (34.3)	103	8.9	
	無回答	_	_	_	16	_		
	合計	337,895 a	100.0	3,000	1,168	(無回答 を除く) 1,152 d	100.0	

※枚方市人口は、令和3年(2021年) 6月1日現在の住民基本台帳に基づくものです。

※百分比(%) は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しており、四捨五入の結果、 比率の合計が100%と一致しないことがあります。

調査した項目

- ①いろいろな人権問題についての意識や考え方について
- ②住まいのことや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方について
- ③ここ5年間の人権をめぐる法律や条例の施行、及びこれらに関する人権問題について
- ④新型コロナウイルス感染症における人権侵害の問題について
- ⑤インターネットにおける人権侵害の問題について
- ⑥人権や差別に関する考え方について
- ⑦人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて
- ⑧人権について学ぶための機会について
- ⑨人権侵害について
- ⑩あなたご自身のことについて

回答者の属性

(1) 回答者の性別

性別	割合
女性	58.6%
男性	38.1%
男性・女性では答えられない	0.3%
答えない	1.5%
無回答	1.5%

(2)回答者の年齢

年代別の回答率は前頁の一覧表のとおり、高い順に60代、70代、50代となっており、30代未満が一番低くなっています。

また、回答者の構成比は「 $18\sim39$ 歳」の若年層が 20.3%、「 $40\sim59$ 歳」の中年層が 30.7%、「60 歳以上」の高齢層が 47.6%と、若年層の割合がやや低く、高齢層の割合がやや高い傾向がみられます。

いろいろな人権問題についての意識や考え方

(1) 各人権問題の認知度

「内容をある程度知っている」と「あることは知っている」を合わせた『知っている』でみると、 各人権問題はすべて8割以上の高い認知度となっています。

ただし、「内容をある程度知っている」に限ると、「HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権問題」「日本に居住している外国人の人権問題」「ホームレスの人権問題」「ヘイトスピーチ」「性的マイノリティ(LGBT等)の人権問題」はいずれも3割程度となっています。また、この5つの人権問題は「知らない」と答えた人の割合が高くなっています。

(2) 人権上問題がある行為

それぞれの行為に人権上問題があると思うかについて、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合 (8 割を超えるもの)

設問	人権上問題が 『あると思う』 割合
SNS (ラインやツイッターなど) など、インターネットのサイトに 他人への誹謗 (ひぼう) 中傷を書き込む	86.0%
人前で部下を長時間にわたり大声で叱る	84.5%
障害のある人をじろじろ見たり、避けたりする	84.2%
職場で顔を合わせるたびに「まだ結婚しないのか」と言う	83.7%
新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその 家族であることを理由に、タクシーの利用や保育所の受入れなど を断る	83.2%
しつけのため、子どもに体罰を与える	82.3%
住民の緊急時連絡先や疾病、障害の有無などを他の住民に言い ふらす	80.8%

さまざまな人権問題

(1) 障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題

障害のある人に対する人権侵害や人権上の問題のある項目について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合 (多い順から3つ)

設問	人権上問題が 『あると思う』 割合
道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと	82.6%
仕事に就く機会が少なく、また、障害のある人が働くための職場 の環境整備が十分でないこと	81.6%
優先座席やヘルプマーク等、障害のある人や配慮を要する人が 利用する設備等について、周りの人に知識や理解がないこと	75.6%

(2) 外国人に対する人権侵害や人権上の問題

外国人に対する人権侵害や人権上の問題のある項目について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合 (多い順から3つ)

設問	人権上問題が 『あると思う』 割合
就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれている こと	71.5%
特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動 (ヘイトスピーチ) があること	70.1%
病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分なこと	70.0%

(3) 部落差別(同和問題) に関する人権侵害や人権上の問題

部落差別(同和問題) に関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合(多い順から3つ)

設問	人権上問題が 『あると思う』 割合
インターネット上に誹謗 (ひぼう) 中傷等が掲載されること	61.2%
差別的言動をされること	59.9%
結婚等で身元調査をされること	58.9%

(4) 性的マイノリティ (LGBT等) に関する人権侵害や人権上の問題

性的マイノリティ (LGBT 等) に関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合 (多い順から3つ)

設問	人権上問題が 『あると思う』割合
性的マイノリティ (LGBT 等) への理解や認識が不足していること	76.6%
学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けること	73.3%
パートナーがいても、婚姻と同等に扱われないこと	71.2%

(5) インターネットに関する人権侵害や人権上の問題

インターネットに関する人権侵害や人権上の問題について、設問別に「あると思う」と「どちらかと言えばあると思う」を合わせた『あると思う』割合(8割を超えるもの)

設問	人権上問題が 『あると思う』割合
他人のプライバシーに関する情報や誹謗(ひぼう)中傷する情報が掲載されること	88.5%
フェイクニュース (真実ではない情報) や誤った情報が拡散されること	88.5%
わいせつな画像や残虐な画像などの情報が掲載されること	85.9%
SNS (ラインやツイッターなど) による交流が犯罪を誘発する場となっていること	85.5%
インターネットが悪質商法の取引の場となっていること	85.4%
子どもたちの間で、インターネットを利用した「いじめ問題」が 発生していること	84.9%
差別を助長するような情報が掲載されること	82.3%
問題のある情報を書き込んだ人を特定するための手続きに時間 がかかること	80.6%

人権や差別に関するいろいろな考え方

人権や差別に関するいろいろな考え方について、設問別に「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた『そう思う』割合(多い順から3つ)

設問	人権上問題が 『あると思う』割合
差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別 しない人にならなければならない	94.3%
差別をなくすためには、子どものうちからの教育が重要である	87.9%
差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	84.3%

●参考資料

人権について学ぶための機会

人権について学ぶ機会については、部落差別(同和問題)や障害のある人の人権問題は、学校教育での機会が多くあることがわかります。

	部落差別 (同和問題)	障害のある人の人権問題
小学校で受けた	27.8%	17.6%
中学校で受けた	20.9%	13.0%
高校で受けた	11.5%	8.9%

人権について学ぶ機会として「受けたことがない」人の割合(5割を超えるもの)

人権問題	「受けたことがない」人の割合
性的マイノリティ (LGBT 等) の人権問題	60.9%
職業や雇用をめぐる人権問題	60.9%
インターネットによる人権侵害	60.5%
ホームレスの人権問題	57.1%
犯罪被害者やその家族の人権問題	55.5%
ヘイトスピーチ	52.3%
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント	51.6%

人権侵害

(1) 人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験

【回答対象者 1,168 人】

経験	人数	割合
ある	413人	35.4%
ない	717人	61.4%

(2) 人権問題の種類

【回答対象者:人権侵害を受けた、または身近で見聞きした経験がある人413人】

人権問題の種類	割合
セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント	45.8%
新型コロナウイルス感染症感染者や回復者並びに医療従事 者等やその家族の人権問題	32.4%
女性の人権問題	32.0%



(3) 自身に対する人権問題でしたか

【回答対象者: 360人】

	人数	割合
はい (自分自身に対する人権侵害)	101人	28.1%
いいえ (自分以外に対する人権侵害)	255人	70.8%
無回答	4人	1.1%

(4) 人権侵害を受けた人は、どう対応しましたか

【回答対象者:101人】

対 応	割合
我慢した	51.5%
抗議、反論した	21.8%
相談した	11.9%
訴えた	3.0%
その他	8.9%
無回答	3.0%

(5) 人権侵害を受けた人は、最終的に解決しましたか

【回答対象者:101人】

結 果	割合
解決しなかった	59.4%
解決した	25.7%
その他	13.9%

(6) 人権侵害を身近で見聞きした経験がある人は、どう対応しましたか 【回答対象者: 255 人】

人権侵害に対する対応	割合
何もしなかった	36.1%
いけないことだと指摘した	13.7%
いけないことだと分かってもらおうとした	12.9%
相談(通報) した	5.5%
同調した	5.5%
話をそらした	1.2%

●参考資料

(7) 人権侵害を身近で見聞きした経験がある人は、どのように対応したらよい と考えますか

【回答対象者:255人】

人権侵害に対する対応	割合
人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する 専門の相談機関 · 相談窓口の充実を図る	60.8%
さまざまな人権問題をめぐる誤解や偏見、差別をなくし、一人 ひとりの人権意識を高めるために、行政が正しい知識と理解を 深める人権啓発に努める	50.6%
発達段階に応じた学校における人権教育や、地域や職場における人権研修を充実させる	44.7%

★「人権問題に関する市民意識調査報告書」(A4 判、74 ページ) は、市役所別館 5 階・人権政 策室及び男女共生フロア・ウィルで配布するとともに、枚方市ホームページに掲載しています。 このほか、市内図書館や市役所行政資料コーナーで閲覧できます。 平成16年3月15日 条例第1号

枚方市人権尊重のまちづくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平 等である。

また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。 この理念をまちづくりに生かし、あらゆる差別をなくし、一人ひとりを大切にする まちを実現することは、私たちの願いである。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、障害、社会的身分等による 人権侵害が存在していることも事実である。

人権尊重の機運が国際的に高まる中で、私たち一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまち、男女が共同して参画できるまちを築いていくことが、今こそ必要とされている。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨 にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、こ こに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)を推進し、 もってすべての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

- 第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。
- 2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図ると ともに、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

- 第3条 第1条の目的を達成するため、市長の附属機関として、枚方市人権尊重のま ちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要事項について調査審議し、 及び答申する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

●参考資料

6. 枚方市人権尊重のまちづくり条例

- 4 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 人権関係団体等を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 6 審議会に専門的な事項について調査審議するため、必要に応じて部会を置くこと ができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から起算 して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成 16 年規則第 46 号で、同 16 年 9 月 10 日から施行〕

平成 16 年 8 月 20 日 規則第 47 号

枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市人権尊重のまちづくり条例(平成16年枚方市条例第1号) 第3条に基づき設置する枚方市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

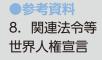
- 第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が 審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成16年9月10日から施行する。



1948 年 12 月 10 日 国際連合第 3 回総会採択

世界人権宣言

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認する ことは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするため には、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに 男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活 水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは 社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受け ることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる 形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、 そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を 有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開 の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

●参考資料 8. 関連法令等 世界人権宣言

第12条

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とす る訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、 かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し 平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を 有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利 を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受け る権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する 公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を 受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利 を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である と否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

●参考資料 8. 関連法令等 世界人権宣言

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階 においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教 育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に 応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければ ならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び 友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければ ならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩 恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的 利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に 対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対 して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な 承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の 正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

昭和 21 年 (1946 年) 11 月 3 日公布 昭和 22 年 (1947 年) 5 月 3 日施行

日本国憲法〈抜粋〉

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

[基本的人権]

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。 〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕
- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを 保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共 の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重と公共の福祉]

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の 権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必 要とする。

[平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界]

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれ を有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関 し公的にも私的にも責任を問はれない。

「請願権〕

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正 その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいか なる差別待遇も受けない。

[公務員の不法行為による損害の賠償]

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

[奴隷的拘束及び苦役の禁止]

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、 その意に反する苦役に服させられない。

[思想及び良心の自由]

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

[集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護]

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本 として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の 事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければ ならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に 努めなければならない。

[教育を受ける権利と受けさせる義務]

- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を 受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる 義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

[納税の義務]

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又 はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、 且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、捜索及び押収の制約〕

- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けること のない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する 場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。 〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕
- 第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

[刑事被告人の権利]

- 第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける 権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己 のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

- 第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、 これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑

罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

- 第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。 〔刑事補償〕
- 第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

- 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国 務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要と する。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

平成 12 年 (2000 年) 12 月 6 日公布 平成 12 年 (2000 年) 12 月 6 日施行

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の 実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を 有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の 実現に寄与するよう努めなければならない。 (基本計画の策定)

- 第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。 (年次報告)
- 第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策に ついての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、 当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

平成 25 年 (2013 年) 6 月 26 日公布 平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する 企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
 - (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の 下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号) 第 49 条第 1 項 及び第 2 項に規定する機関 (これらの機関のうちニの政令で定める機関が置か

れる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

- ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(ホ の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 二 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号) 第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18 条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、 政令で定めるもの
- へ 会計検査院
- (5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
- イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項 に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
- ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- (6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人 (同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。) をいう。
- (7) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び 地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別 の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。 (国民の責務)
- 第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

- 第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理 的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係 職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針
- 第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体 的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基

8. 関連法令等 障害者差別解消法

本方針 | という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - (2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基 本的な事項
 - (3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的 な事項
 - (4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者 その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政 策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基 本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)
- 第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者 でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しては ならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の 除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担 が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害 者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要か つ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不 当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と している旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年 齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配 慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

- 第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとすると きは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を 講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に 規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切 に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体 等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応 要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。 (事業者のための対応指針)
- 第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、 対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導 若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理

由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。 (啓発活動)
- 第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と 理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の 解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外に おける障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理 及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると 認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人その他の団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消 するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で 定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8. 関連法令等 障害者差別解消法

> 第 26 条 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下 の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条 までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

- 第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針 を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前に おいても、同条の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の 規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- 第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第 9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において 第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、 第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表するこ とができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の 日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第 11 条の規定の例により、対応 指針を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の 規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規 定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他こ

の法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に

応じて所要の見直しを行うものとする。

平成 28 年 (2016 年) 6月3日公布 平成 28 年 (2016 年) 6月3日施行

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、 適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動す る不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるととも に、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権 教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別 的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する 施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差 別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に 関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよ う努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

- 第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる とともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制 を整備するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本 邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これ に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう 努めるものとする。

(教育の充実等)

- 第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を 実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本 邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するととも に、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- 第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国 民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施する とともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本 邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、そ の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、その ために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身 者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるも のとする。 平成 28 年 (2016 年) 12 月 16 日公布 平成 28 年 (2016 年) 12 月 16 日施行

部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずると ともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要 な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

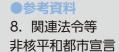
- 第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものと する。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部 落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。 (教育及び啓発)
- 第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部

落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。 (部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



昭和57年(1982年)12月21日

非核平和都市宣言

全世界の平和と安全は、全人類共通の念願であり、よりよい生活を築き、守り、 維持していくための基本理念であります。

しかるに、それらの念願、理念に反して、究極戦争の道具である核兵器は、 依然として拡充、拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、原子爆弾投下による被爆の体験を通して、平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。

地球上から戦争と核兵器をなくすことは、日本国民の責務であります。平和を 求め、核兵器廃絶を叫ぶ大衆の声は、ここ数年、時を追って大きくなってきてい ます。

枚方市は、平和を愛する人達の住む町として核兵器の廃絶、製造設備および 手段の廃棄を訴えて、ここに非核平和都市となることを宣言します。 平成5年(1993年)12月17日

人権尊重都市宣言

わたしたちは おたがいをおもいやり ときにはゆずりあい 平和で 人にやさしいまちにくらしたい

人を 生まれや 女と男のちがいや 障害のある・ないなどで 差別せず 一人ひとりを大切にしあいたい

わたしたちは、これらの願いを実現するため、 ここに枚方市を人権尊重都市とすることを宣言する。

枚方市 人権尊重のまちづくり基本計画

- ●**発行日**/令和4年(2022年)6月
- **●発 行**/枚方市
- ●編 集/枚方市 市長公室 人権政策室

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1259 FAX 072-841-1700

E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp

